

vol.51-07 (通算 580号)

2021年10月号

やどかり

2021年10月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

急ピッチで進む障害者総合支援法見直し 国は約束と責務を果たすべき

2022年に予定されている障害者総合支援法(以下、総合支援法)の定時改正に向け、社会保障審議会障害者部会(以下社保審障害者部会)にて3月より検討が始まっている。団体ヒアリングを経て、6月に「障害者総合支援法等の見直しについて(論点等)」示された。課題として、障害の重度化、高齢化への対応や多様な就労支援があげられ、雇用など他の福祉施策との連携を図り地域共生社会を推進するとしている。今回の法改正でとりわけ注意深く見ていく必要があるのは、グループホームのあり方をめぐる内容だ。社保審障害者部会に先行して検討委員会が開かれ、「自立生活移行支援型」を創設し、対象者を障害支援区分で振り分ける考え方が示された。障害支援区分という仕組みが精神障害のある人たちのニーズを十分に反映するものになっているのか、その検証が必要だ。

総合支援法の前身となる障害者自立支援法(以下、自立支援法)は、障害ゆえに必要な支援を受けることを「益」とし、利用に1割の利用者負担が生じる応益負担が導入された。障害を自己責任とし、働くことや暮らすことに利用料が発生する仕組みは、障害のある人の尊厳を傷つける。自立支援法施行にあたって、やどかりの里でも厚生労働省で開かれる審議会の傍聴や国会議員への要請、アピール集会など積極的に取り組んできた。

2008年10月31日には自立支援法違憲訴訟全国一斉提訴が行われ、最終的には14地裁、71人が原告に立ち、自立支援法は日本国憲法13条(幸福追求権)、第14条(法の下での平等)、

第25条(生存権)に違反するとして訴えた。2010年1月、国(厚労省)はこの法の誤りを認め、自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士は、国と「基本合意文書」を結び、新たな障害者総合福祉法の制定を約束した。しかし、この約束は未だ果たされていない。

2021年9月8日、自立支援法違憲訴訟団による「自助の強要は人権を脅かす!~国は基本合意を再確認し、骨格提言の実現を」と題したオンラインシンポジウムが開催された。藤井克徳さん(日本障害者協議会代表)は、「自助の強要は人権の強奪」であるとし、自己責任論は障害の克服論につながり、障害者権利条約17条「個人をそのままの状態に保護すること」に反すると話した。また、弁護士の藤岡毅さんは日本国憲法第25条における国が負うべき義務に触れ、要援護者すなわち国に公的な責任を求める権利がある人たちが請求するものに対して、自助を求めることは致命的な誤りであり、その権利行使を妨害する行為は違法であることを新法に明記すべきと述べた。

3年ごとの定時改正のたびに今度こそ抜本的な改正が行われるのではないかと思うが、それは裏切られ続けてきた。それどころか、成果主義が強まり、今回の改正ではグループホームからの自立を求めようとしている。障害者権利条約19条は、「誰とどこで暮らすかはその人自身が決めることであり、必要な支援を受ける権利がある」としている。法改正の議論が進む中で、国が基本合意文書で約束したこと、そして締約国として権利条約を遵守することを強く求めたい。